# 終末期医療に関する基本方針

独立行政法人地域医療機能推進機構久留米総合病院は、終末期を迎えた患者や家族等に臨床倫理に基づいて、適切な医療をおこなうことを目的とし、本方針を定める。

1. 基本精神

独立行政法人地域医療機能推進機構久留米総合病院（以下、当院）における終末期医療は、人命の尊厳を基本とし、患者と医療従事者との相互理解に基づいて患者の意思（自己決定権）を尊重し行われる。

また、患者の意思の尊重と共に、家族などの患者と深い関係にある人たちの思いを汲み取る配慮が必要である。

2. 終末期および終末期医療について

「終末期」とは病気の種類、病気の期別にかかわらす、治療効果が期待できず、予測される死への対応が必要となった状態をいう。

「終末期医療」とは、患者の治療を「病気の治癒を目指す医療」から「症状緩和を目指す医療」へと転換する時点以降に行われる医療の総称である。

3. 当院における終末期医療の原則

「終末期医療における決定プロセスに関するガイドライン」厚生労働省を尊重し、以下に掲示する。

１）終末期医療及びケアのあり方

① 医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされ、それに基づいて患者が医療従事者と話し合いを行い、患者本人による決定を基本とした上で、終末期医療を進めることを原則とする。

② 終末期医療においては、患者の意思はその時の状態により変わることがあり、医療者はその都度患者の意思を確認し治療にあたることとする。

③ 終末期医療においてはなるべく早い段階から肉体的な苦痛等を緩和するケアが重要であり、その解消のために最大限の努力をし、患者・家族等の精神的・社会的な援助を含めた総合的な医療及びケアを行う。

④ 終末期医療における医療行為の開始・不開始、医療内容の変更、医療行為の中止等は、多専門職種の医療従事者から構成される医療・ケアチームによって、医学的妥当性と適切性を基に慎重に判断する。

２）終末期医療及びケアの方針の決定に至る手続き

患者の意思の確認ができる場合

① インフォームド・コンセントに基づく患者の意思を基本とし、医療・ケアチームによって決定する。
② 治療方針の決定に際し、患者と医療・ケアチームとが十分な話し合いを行い、患者が意思決定を行い、医師はその合意内容を文書にまとめておく事とする。
③ 患者が拒まない限り、決定内容は家族に知らせることとする。

患者の意思の確認ができない場合

① 患者自身の事前の意思表示書がある場合
患者の事前意思表示（Living will）※1等が存在する時はその意思を尊重し、家族等にその意思表示が有効なものかを確認してから医療・ケアチームが判断する。
※１事前意思表示 Living will
患者が示す意思表示書として、日本尊厳死協会の「尊厳死の宣言書」あるいは、これに準ずるもの、または、公的な文書で作成された事前指示書が考えられる。
② 意思表示書がない場合
家族等が患者の意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、患者にとっての最善の治療方針をとることを基本とする。
③ 家族等が患者の意思を推定できない場合には、患者にとって何が最善であるかについて家族等と十分に話し合い、患者にとっての最善の治療方針をとることを基本とする。
④ 家族等がいない場合、家族等に連絡がとれない場合、または家族等が判断を示さない場合、家族等の中で意見がまとまらない場合などに際しては、医療・ケアチームで慎重に判断し、患者にとって最善の治療方針をとることを基本とする。
原則として、患者・家族等による確認、承諾、了承は文書によらなくてはならない。そして、この文書は診療録に保管しなければならない。

３）複数の専門家からなる委員会の設置

上記　１）及び　２）の場合において、治療方針の決定に際し、

・ 医療・ケアチームの中で病態等により医療内容の決定が困難な場合
・ 患者と医療従事者との話し合いの中で、妥当で適切な医療内容についての合意が得られない場合
・ 家族の中で意見がまとまらない場合や、医療従事者との話し合いの中で、妥当で適切な医療内容についての合意が得られない場合

等については、診療倫理委員会で審議し、治療方針等についての検討及び助言を行うこととする。

４）直接に患者の生命を終わらせる行為「積極的安楽死」はいかなる場合でも当院では認めない。

５）DNAR（Do Not Attempt Resuscitation）については、患者及び家族と意思確認の際に話し合った内容の記録を診療録に残すものとする。

６）終末期患者における人工呼吸器の取り扱いについて
延命を目的とし、一旦取り付けた人工呼吸器は、心肺停止まで取り外すことはできない。
人工呼吸器の取り付けに関して、患者及び家族に十分な説明を行い、意思を確認する。
説明、意思確認の際には、話し合った内容の記録を診療録に残すものとする。

７）終末期医療に関する書式について
終末期医療の説明、患者または家族等への意思確認の際には、別途定める「終末期医療（ターミナルケア）に関する書式集」を用いることとする。用いた書式は電子カルテ内に保存する。

附則

施行日：平成 29 年 4 月 24 日施行